

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 90 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 12 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

### 労使改正法の成立（労働法）

[Japan Practice 紹介サイト](#)



2022 年 12 月 2 日に労使改正法（Fair Work Legislation Amendment (Secure Jobs, Better Pay) Act 2022）が可決され、同月 6 日に Royal Assent（連邦総督の裁可）を経て成立しました。労使関係の法改正は 5 月に行われたオーストラリア連邦議会総選挙の大きな争点であり、今回成立した労使改正法は、2009 年の Fair Work 法成立以来の大規模な改革であるといわれています。労使改正法では、労使交渉、固定期間契約、職場での男女平等を含む、労使関係に関する幅広い改正が行われます。

本稿では、労使改正法の主要な内容として、オーストラリア建築・建設委員会（ABCC）の廃止、建築・建設業界への影響、賃金格差是正、セクシュアルハラスメント・差別禁止、複数雇用主による労使交渉を含む労使交渉関係、労働協約、有期労働契約、柔軟な雇用形態、少額請求手続き等について解説します。また、各改正ごとに異なる効力発生日を一覧にまとめています。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## その他の注目のトピック

### 重要インフラ資産に関するリスクマネジメントプログラム（RMP）

2018 年重要インフラ資産安全法（Security of Critical Infrastructure Act (Cth) 2018）は、事業者に対し、重要インフラ資産に関するリスクマネジメントプログラム（RMP）を策定し、維持することを求めています。これを受けて 2022 年重要インフラ資産安全規則（Security of Critical Infrastructure (Critical infrastructure risk management program) Rules (LIN 22/018) 2022）案が公表され、意見募集が行われていました。本規則の効力が生じると、重要インフラ資産安全法に基づく RMP に関する義務が発生することになります。

本稿では、本規則案で提案されている RMP の対象や概要について紹介したうえで、事業者が本規則の発効に備えて行うべき対応策について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### Nature positive Plan に基づく法改正（環境法）

オーストラリア政府が発表した計画書「Nature Positive Plan: better for the environment, better for business」によると、2023 年末までに、1999 年環境保護・生態系保護保全法（EPBC 法）を含む連邦環境法を大幅に見直す法案が議会に提出されることが予定されています。本計画書で提案されている主要な改正事項としては、EPBC 法等に基づく規制や執行を担う独立自然環境保護局（EPA）の新設、環境面の成果を明確に評価するための国家環境基準の導入、絶滅危惧種保全等のための国家保全計画枠組みの改革、先住民とのパートナーシップの強化、環境オフセット枠組みの改革、生物多様性のための修復活動への投資を奨励する自然修復市場の設立等があります。

本稿では、本計画書で提案されている改正事項の概要、本計画が作成された経緯、立法化までの今後の流れ等について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## Statutory demands と電子的手段による連絡（倒産法）

オーストラリア会社法上、債権回収の手段の一つとして statutory demands（法定請求）があります。Statutory demands は、債務者である会社に対して送達後 21 日以内に債務を弁済するように求める法定の書面による請求であり、これを受けた債務者は、期限内に返済を行うか、裁判所に対し statutory demands の破棄申立てを行い当該債権者に送達しなければ、支払不能と推定され、債権者は清算手続開始を申し立てることができます。

2020 年の会社法改正により、電子的手段による statutory demands 破棄申立ての範囲が拡大されましたが、その範囲が争われた近時の判決で、たとえ債権者側が明示的に statutory demands に関する送達用として電子メールアドレスを提供していても、statutory demands の破棄申立てが電子メールで行い得る場合があることが示されました（Bioaction Pty Ltd [2022] FCA 436）。

本稿では、statutory demands の制度を概説したうえで、上記判決の概要と債権者側・債務者側が注意すべき点を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 未竣工の工場・設備等に対する先取特権（WA 州）

2021 年建築・建設業（支払保証）法（WA 州）により、2022 年 8 月 1 日以降に締結された建設契約について、進捗払債権を有する請負業者や下請業者等の債権者は、供給した未竣工の工場や設備、資材等に対する法定先取特権を得ることができるようになりました。これは、報酬の未払いや遅延がある場合、工事全体の進行に大きな影響を与える可能性がある重要な改正であるといえます。

本稿では、法改正により認められるようになった新しい法定先取権の特徴を概説したうえで、発注者側、請負業者・下請業者側それぞれが留意すべき点について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 最近行われたセミナーのご報告

### 豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき重要箇所について解説しました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

## 最近の出版物等

### M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

## 『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版では、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019 年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接 [メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール : [hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹  
メール : [syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



ロイヤー 嶋田雅  
メール : [mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロイヤー Kai Priestly  
メール : [kpriestly@claytonutz.com](mailto:kpriestly@claytonutz.com)



外国資格実務家 梶原康平  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
メール : [kkajiwara@claytonutz.com](mailto:kkajiwara@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール : [kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)